

令和7年長審第2号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年6月5日08時47分

佐賀県加部島東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 24.19メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 809キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、令和2年5月に進水し、中型まき網漁業に運搬船として従事する、バウスラストを備えたFRP製漁船で、船体中央部後方寄りに操舵室を配し、同室前部にレーダー2台、GPSプロッター、ソナー、潮流計、自動操舵装置、機関遠隔操縦レバー、舵輪等を装備し、舵輪後方に操縦席を、操舵室中央部にベッドを、同室後部に居住区をそれぞれ設けていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、船長a2及びa1受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、令和6年5月29日09時00分長崎県神崎漁港を発し、同県対馬周辺水域の漁場に向かった。

Aは、数隻の僚船と船団を構成して対馬周辺水域の漁場に到着したのち、漁獲物を積んで同漁場及び運搬先の長崎県松浦港間の往復をほぼ毎日続け、翌6月4日14時00分漁獲物の運搬先が変更となった福岡県博多港に入港し、a2船長及びa1受審人ほか1人が乗り組んだまま、船首0.6メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、翌5日06時15分同港を出港して神崎漁港への帰途に就いた。

a1受審人は、船尾部配置を終えて操舵室に赴き、a2船長と操船を交替し、同船長がカーテンを閉めたベッドで、乗組員が居住区でそれぞれ仮眠を取るなか、1.5海里レンジ及び1.2海里レンジのレーダー並びに1.2海里レンジのGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、福岡湾を航行した。

a1受審人は、07時11分半肥前立石埼灯台（以下「立石埼灯台」という。）から068.5度（真方位、以下同じ。）17.6海

里の地点で、針路を248度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 1 受審人は、周囲の船舶に注意を払うなか、加部島東方沖合の予定転針地点に差し掛かれば、レーダー及びGPSプロッターを活用して同島北岸と佐賀県加唐島南岸との間の可航水域を通航するつもりで玄界灘南部を続航した。

a 1 受審人は、08時30分立石埼灯台から071度3.2海里の地点に達したとき、操業を終えた安堵感に加え、穏やかな天気でもあり、周囲に航行の妨げとなる船舶を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催したが、間もなく予定転針地点に差し掛かるので神崎漁港に至るまでは眠気を我慢することができるものと思ひ、操縦席から立ち上がり手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 1 受審人は、同じ姿勢で操船に当たるうち、いつしか居眠りに陥り、予定転針地点を航過して加部島東岸に向首進行し、08時47分立石埼灯台から135度300メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同島東岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

a 2 船長は、衝撃を感じて操舵室前部に赴き、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷を、推進器翼及び推進器軸に曲損をそれぞれ生じたが、僚船によって神崎漁港に引き付けられ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、加部島東方沖合において、神崎漁港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、加部島東方沖合において、神崎漁港に向けて操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、自動操舵として航行中、気の緩みが生じて眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、同席から立ち上がり手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく予定転針地点に差し掛かるので神崎漁港に至るまでは眠気を我慢することができるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、加部島東岸に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 26 日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文